

令和6年能登半島地震に伴う緊急消防援助隊の出動について(お知らせ)



(写真:出発式～松阪地区広域消防組合消防本部にて)

令和6年1月10日(水)、能登半島地震に伴い緊急消防援助隊三重県大隊(第1次隊)が出動しました。

松阪地区広域消防組合からは、以下のとおり、車両及び隊員が出動しました。

指揮隊(指揮車)	1台	4名	
消火小隊(水槽付消防ポンプ自動車)	1台	4名	
救助小隊(救助工作車)	1台	5名	
救急小隊(高規格救急自動車)	1台	3名	
後方支援隊(支援車、燃料補給車)	2台	5名	合計6台 21名

1月10日(水)20時20分頃、上記全隊が石川県輪島市の宿営地に到着し、1月11日(木)から現地で活動しています。

緊急消防援助隊とは～

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施出来るように平成7年6月に創設されました。

平成15年6月消防組織法の改正により、緊急消防援助隊が平成16年4月に法制化されています。

緊急消防援助隊は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合、消防庁長官の出動の求め又は指示に基づき、被災地での消防活動を行うことを任務とし、地域を越えた消火・救助・救急活動を実施します。